

目指すのは偏見や差別がない明るいまち

7月は「同和問題啓発強調月間」

「こたまでしようか」

金子みすゞ



「遊ぼう」っていうと
「遊ぼう」っていうと

「馬鹿」っていうと
「馬鹿」っていうと

「もう遊ばない」っていうと
「遊ばない」っていうと

そうして、あとで
さみしくなって、

「ごめんね」っていうと
「ごめんね」っていうと

「こたまでしようか、
いいえ、誰でも。」

【出典】金子みすゞ童話
全集（JULIA出版局）

基本的人権を脅かす同和問題

同和問題は、憲法で保障されている基本的人権（職業選択の自由・教育の機会均等を保障される権利・結婚の自由など）が、同和地区出身というだけで、完全に保障されていないという問題です。

問題を解決するのは「時」ではなく「人」

「そことしておけば、同和問題は自然になくなる」という言葉を聞くことがあります。本当にそうでしょうか。明治4（1871）年に「解放令」が出されてから約150年。昭和22（1947）年に日本国憲法が施行されてから70年以上経過した現在でも、同和問題はなくなっていない。問題を解決するにはまだ時間が足りないのでしょうか。解決できないのは、多くの人が「自分とは無関係だ」「自然になくなる」などと、同和問題と真剣に向き合っていないこと、避けてきたからではないでしょうか。同和問題を解決するのは時間ではありません。私たち一人一人です。

正しく理解して正しい行動を

国では、平成28年に「部落差別解消推進法」「障害者差別解消法」へ

イトスピーチ解消法」の人権に関する3つの法律を施行。これを受けて市は、条例を一部改正して、相談体制の充実などを新たに追加した「柳川市部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を今年4月1日に施行しました。

県は、毎年7月を「同和問題啓発強調月間」としています。この期間には、県民をあげて差別をなくす運動を展開しています。

同和問題の解決のためには、私たちみんなが、正しく理解・認識して、差別をなくすために行動をしていくことが大切です。この機会に改めて同和問題を考えてみませんか。

【問】市人権・同和対策室（☎77・85332）、市人権・同和教育推進室（☎77・8842）

新型コロナウイルス感染症に関連した 法務大臣メッセージ

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見に基づく差別は決してあってはなりません。

法務省の人権擁護機関では、新型コロナウイルス感染症に関連する不当な差別、偏見、いじめなどの被害にあった方からの人権相談を受け付けています。困った時は、1人で悩まず、私たちに相談してください。

【電話受付時間】平日午前8時30分～午後5時15分
様々な人権問題についての相談はなんでも

みんなの人権110番	☎ 0570-003-110
子どもの人権110番	☎ 0120-007-110
女性の人権ホットライン	☎ 0570-070-810
インターネット受付	インターネット人権相談 https://www.jinkango.jp/

相談する